

# 長崎販売士協会規約

## 第1章 名称及び事務所

### < 名称 >

第1条 本協会は長崎販売士協会と称する。

### < 事務所 >

第2条 本協会は事務所を長崎商工会議所内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### < 目的 >

第3条 本協会は、販売士の資質向上と社会的地位の確立を図り、あわせて商業従事者の能力開発の増進に資し、もって地域商工業の健全な発展に寄与することを目的とする。

### < 事業 >

第4条 本協会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1) 販売士の資質向上のための講習会、研修会、視察旅行などの開催
- 2) 販売士の社会的地位の向上のための調査研究および広報
- 3) 商業に関する情報の収集および提供
- 4) 商工会議所の行なう商業振興事業ならびに販売士資格認定事業への協力
- 5) その他本会の目的達成に必要な事業

## 第3章 会員および会費

### < 会員 >

第5条 本協会の会員は販売士有資格者および販売士の所属する事業所（賛助会員）、学識経験者および本協会の目的に賛同するものをもって構成する。

### < 会費 >

第6条 会員は年会費二千円を、賛助会員は年会費五千円（一口）以上を納めるものとする。

なお、必要により臨時会費を徴収することがある。

## 第4章 会計および事業年度

### < 経 費 >

第7条 本協会の経費は、会費・事業収入・その他をもってこれにあてる。

### < 事業年度 >

第8条 本協会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員等

### < 役員の種類 >

第9条 本協会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名以内
理 事	若干名
監 事	2 名

### < 役員を選任 >

第10条 会長、副会長、理事及び監事は総会において選任する。

### < 役員の職務 >

第11条 会長は会務の執行を統括し、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

2. 理事は役員会の構成員として会務の運営に参画するほか、この規約の定めるところによりその職務を行なう。

3. 監事は本協会の業務および財産の状況を監査する。

### < 役員の任期 >

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

3. 補欠または増員のための就任する役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

4. 会務の運営に1年以上に亘って参画しない役員は、辞意の表明と見なし、本人の了承を得た上で役職から解かれるものとする。又、任期の途中でであっても辞任の表明があった役員については、役員会の承認があり次第、役職から解かれるものとする。

### < 顧問および参与 >

第13条 本協会に相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役および顧問は役員会の承認を得て会長が委嘱する。

<事務局>

第14条 本協会に事務局を設け所要の職員を置く。

## 第6章 会議

<会議の種類>

第15条 会議は役員会および総会とし、会長がこれを招集する。

<役員会の構成・決議>

第16条 役員会は会長が必要と認めたととき開催する。

2. 役員会の議事は出席した構成員の過半数でこれを決する。

3. 役員会の議長は会長がこれにあたる。

<役員会の審議事項>

第17条 役員会は次に掲げる事項を審議し、総会に提案する。又、会務の運営上急を要する事項に関しては、役員会の審議で出席者の3分の2以上の賛意をもって、これを決する事ができる。但し、総会において事後の了承を必要とする。

- 1) 事業計画および収支予算
- 2) 事業報告および決算
- 3) 規約の変更、解散および残余財産の処分
- 4) 諸規定の制定または改廃
- 5) 前各号のほか会長が附議した事項

<総会の招集等>

第18条 総会は年1回開催するほか会長が必要と認めたととき開催する。

2. 総会の議事は出席した構成員の過半数でこれを決する。

3. 総会は役員会からの提案事項ならびに重要案件について審議決定する。

## 第7章 規約の変更および解散

<規約の変更>

第19条 この規約の変更は総会の決議を得なければならない。

<解散>

第20条 本会の解散および本会が解散したときの残余財産の処分は、総会の決議を得なければならない。

## 付 則

- 1 . この規約は昭和 5 7 年 7 月 1 6 日から実施する。
- 2 . 平成 1 0 年 6 月 1 8 日第 6 条の会費及び第 9 条の副会長の人数について改正。
- 3 . 第 1 2 条 4 項及び第 1 7 条の会務の急を要する事項を追加し、平成 1 1 年 5 月 2 0 日より実施する。